

復興庁

《復興庁》

表 8-1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成27年度復興庁政策評価実施計画（平成27年3月26日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策体系に基づき対象とする政策：該当する政策なし ○ 租税特別措置等に係る政策：該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳件数	
事前評価		事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表 8-3-ア〕	租税特別措置等 の延長が妥当	2	評価の結果を踏まえ、税制改正 要望を行うこととした。	2
事後 評価	主要な行政目 的に係る政策 等として基本 計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	該当する政策なし (注)	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政 策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 平成 27 年度復興庁政策評価実施計画に定める政策について、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承) の 4 の「実績の測定(モニタリング)」を実施

表 8-3 復興庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の2の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「平成27年度租税特別措置等に係る政策評価書（事前評価）」として公表

表 8-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長
2	特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表8-4-(1)参照

2 事後評価

該当する政策なし

政策体系(復興庁)

※この政策体系は、平成27年度実施計画に定めるもの

政策	施策
復興施策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="708 300 1481 338">(1) 復興支援に係る施策の推進<li data-bbox="708 344 1481 383">(2) 復興交付金制度に係る施策の推進<li data-bbox="708 389 1481 427">(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進<li data-bbox="708 434 1481 472">(4) 被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進<li data-bbox="708 479 1481 517">(5) 「新しい東北」の創造に係る施策の推進<li data-bbox="708 524 1481 604">(6) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)～(5)に掲げるものを除く。)

(注) 政策ごとの予算との対応については、復興庁ホームページ
(http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20150311_fukkou.pdf)参照